ビューローベリタス関東 4 事務所(東京新宿、東京御茶ノ水、立川、横浜)をいつもご利用いただきありがとうございます。 最新情報をお知らせいたします。

- INDEX -

【トピックス】

- ◆ 建築基準法施行令第147条の一部政令改正および令和4年告示第1024号の制定について(概要)
- ◆ 低炭素建築物の設定基準の改正について
- ◆ 令和4年10月1日施行 住宅性能評価制度 改正の概要
- ◆ 手数料改定のお知らせ(令和4年10月1日~)
- ◆ 大型看板の落下事故と屋外広告物点検について(BV MAGAZINE 11 October 2022)
- ◆ 建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.36 | 飲食店 | 内装計画は燃えにくさまで考慮するんだポン!

【最新情報(法令·地域条例)】

<国交省関連>

◆ 令和4年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

<地域条例等>

- ◆ 茨城県水戸市/水戸・勝田都市計画地区計画の決定について
- 茨城県龍ケ崎市/龍ケ崎市・牛久都市計画生産緑地地区の変更について
- ◆ 埼玉県草加市/「草加市開発事業等の手続および基準等に関する条例」の遵守について
- ◆ 関東以外の地域について

▼関東4事務所からヒトコト

◆ 審査部長 高木

【インフォメーション】

- ◆ 「屋外広告物の点検義務化の動向」-「設備と管理」2022 年 10 月号に記事を執筆
- 学校施設の非構造部材耐震点検について
- 建築設計事務所様からの定期報告(建築基準法 第 12 条)業務のご依頼を承ります
- 建物・設備の定期検査(インサービス検査事業本部)のご紹介
- → コラム「ガイドライン調査 調査内容と必要な資料 」
- ◆ 技術監査サービス(技術監査事業部)のご紹介

トピックス

建築基準法施行令第 147 条の一部政令改正および令和 4 年告示第 1024 号の制定について(概要)

「建築基準法施行令第 147 条」の一部が改正((令和 4 年 9 月 2 日公布、同年 10 月 1 日施行)され、これと併せて「構造及び周囲の状況に関し安全上支障がない鉄筋コンクリート造の柱等の基準を定める件」(令和 4 年国土交通省告示第 1024 号。以下「告示第 1024 号」という。)が制定されました。

制定告示は、令和4年9月30日公布、同年4月1日施行です。

→続きはこちら https://www.bvjc.com/news/news_detail/221025.html

低炭素建築物の認定基準の改正について

2020 年 10 月の内閣総理大臣所信表明演説において、2050 年カーボンニュートラルについて宣言されたことや 2022 年 2 月の社会資本整備審議会の答申等を踏まえ、低炭素建築物認定基準の水準をより高い水準(ZEH・ZE B 水準) に引き上げるため、2022 年 10 月に都市の低炭素化促進に関する法律に基づく告示の改正が行われました。

<改正内容>

- 1. 認定申請単位の変更
- 2. 省エネ性能の ZEH・ZEB 水準へ見直し
- 3. 必須項目に再生可能エネルギー源を利用するための設備の設置に関する要件の追加
- 4. 選択項目の変更
- →続きはこちら https://www.bvjc.com/ctc-business/lcb/

令和 4 年 10 月 1 日より改正長期優良住宅法施行 (BV MAGAZINE 11 October 2022)

令和 3 年 5 月に「住宅の質の向上および円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布されたことを受け、長期優良住宅認定制度において、新たに創設された災害配慮基準等の新基準の他、共同住宅における認定促進や脱炭素社会に向けた「省エネ対策の強化に係る認定基準の見直し」が実施され、新たな基準や制度が整備されました。

→続きはこちら https://www.bureauveritas.jp/magazine/221011/005

令和4年10月1日施行 住宅性能評価制度 改正の概要

住宅性能評価、長期優良住宅における改正省令、改正告示が令和4年8月16日(一部は令和3年12月1日、 令和4年3月25日)に公布されたことに伴い、住宅性能評価業務においても改正が行われました。

- ·令和 4 年 10 月 1 日施行
- (1) 一次エネルギー消費量等級が必須評価事項となります。
- (2) 断熱等性能等級における等級 6、等級 7 の創設 ※一戸建ての住宅のみ。 ※結露防止対策についても等級 6、7 で基準が引き上げられます。
- (3) 評価書への数値の明示*は最高等級のみ可能になります。
 - *「外皮平均熱貫流率」「冷房期の平均日射熱取得率」「床面積あたりの一次エネルギー消費量」の明示
- ・新基準の適用タイミング

長期使用構造等確認、設計住宅性能評価の申請日ベースで適用されます。

各告示の施行前に設計住宅性能申請が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価、建設住宅性能評価は従前の例によります。

→詳しくはこちら(国土交通省ウェブサイト)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000016.html

→住宅性能評価業務の詳細はこちら

https://www.bvjc.com/ctc-business/hqa/

手数料改定のお知らせ(令和4年10月1日~)

ビューローベリタスでは、近年の建築基準法等の制度改正によるサービスの追加、および審査・検査に要する業務量の増加に伴い、段階的に価格改定を実施しております。

このたび令和4年10月1日に手数料を下記のとおり改定しましたのでお知らせいたします。

対象業務	改定内容	改定日
適合証明業務	手数料の一部(フラット 35S)	- 令和4年10月1日
住宅性能評価業務	手数料	
長期使用構造等確認業務	手数料	
	※長期使用構造等確認業務(既存)の追加	

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/news/220928.html

大型看板の落下事故と屋外広告物点検について (BV MAGAZINE 11 October 2022)

近年日本各地で起きている大型看板の落下事故を受け、全国の自治体で屋外広告物の安全点検の義務化が進んでいます。今回は、落下事故事例を参考に屋外広告物点検の義務化への流れをご紹介します。

→続きはこちら https://www.bureauveritas.jp/magazine/221011/006

建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.36 | 飲食店 | 内装計画は燃えにくさまで考慮するんだポン!

建築のプロに必要不可欠な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2022 年 11 月号(2022 年 10 月 20 日発行/株式会社エクスナレッジ)に、弊社社員が記事を執筆しました。

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/news/221020.html

最新情報(法令·地域条例)

国交省関連

●令和4年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

今年度の違反建築防止週間は、令和4年10月15日(土)から21日(金)までを実施期間とすることといたしました。

→続きはこちら https://www.bvjc.com/news/ordinance/mlit.html#m221025

地域条例等

● 茨城県水戸市/水戸・勝田都市計画地区計画の決定について

茨城県庁南地区の地区計画が決定いたしました。水戸市笠原町、東野町の各一部 JR 水戸駅から南方へ約 6.0km に位置し、市街化区域に隣接する市街化調整区域であり、本地区の北側は、立地適正化計画において都市機能誘導区域(生活拠点)に位置、近年本地区においては、急速に宅地化が進行するなど都市化の圧力が大きく、小規模で無秩序な開発行為が進み、道路の連絡交通の便が悪く、良好な居住環境の形成や防災面からも懸念される状況にあります。このため、適正な道路等の配置と秩序ある土地利用の規制・誘導により良好な居住環境の形成および保全を図ることを目標としました。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

茨城県 土木部都市局建築指導課 企画グループ 清水 電話:029-301-4716 メール:kenshi2@pref.ibaraki.lg.jp

● 茨城県龍ケ崎市/龍ケ崎市・牛久都市計画生産緑地地区の変更について

龍ケ崎市における牛久都市計画生産緑地地区の変更が予定されています。告示は 10 月 17 日となります。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

茨城県 土木部都市局建築指導課 企画グループ 主任 清水 智之電話:029-301-4716 メール:kenshi2@pref.ibaraki.lg.jp

●埼玉県草加市/「草加市開発事業等の手続および基準等に関する条例」の遵守について

草加市では平成 17 年 10 月 1 日に「草加市開発事業等の手続および基準等に関する条例」を施行し、その後の条例 改正等をとおして、事業者に対して良好な市街地の整備と安全で快適なまちづくりを目的とした助言、指導を行っています。 本条例では、開発区域 500 市未満の開発事業に該当しない建築行為を「小規模開発事業」と定義しており、これによる建築行為を行う場合、条例に基づく小規模開発事業申請を行い、確認書の交付を受けなければ、建築基準法第 6 条第 1 項または第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を申請してはならないものと定めています。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

草加市 都市整備部開発審査課 小規模審査係 大垣 電話:048-922-1942 (直通)

関東以外の地域について

●秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

秋田市は令和4年9月28日付で秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例を一部改正しました。 この改正により、条例別表の特別工業地区内において、建築することができない建築別が新たに規定されました。

<特別工業地区内で建築することができない建築物>

住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの、図書館、博物館その他これらに類するもの。

詳しくは下記ウェブサイトをご確認ください。

https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007503/1018689/1035875.html

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

秋田市 都市整備部建築指導課 電話:018-888-5769

●静岡県/「静岡県建築基準条例第 10 条の解説 詳細版」の質問と回答の追加について

「静岡県建築基準条例第 10 条の解説 詳細版」の質問と回答の追加がございましたので、ご参考ください。

内容:質問と回答を参考資料として位置づけたうえで、No.2 および No.3 を追加

- ・敷地とがけの下端に高低差がある場合の崩壊土量の考え方について
- ・図 10 に示す基礎の仕様(せん断補強筋のフック)について

詳しくは下記ウェブサイトをご確認ください。

http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-340/

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

静岡県 建築確認検査班 電話: 054-221-2819

●鳥取県/鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則等の施行について

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例は令和 4 年 3 月 25 日に公布され、令和 4 年 10 月 1 日に施行されました。これに併せて、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則および「建築物移動等円滑化

基準の不適用に係る基準など」も同日に施行されました。

詳しくは下記ウェブサイトをご確認ください。

https://www.pref.tottori.lg.jp/81585.htm

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

鳥取県 住まいまちづくり課 景観・建築指導室 電話: 0857-26-7391

●広島県/災害危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定によって次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定します。

水無地区、南隠渡2丁目地区等

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県建築課 構造審査グループ 電話: 082-513-4159

●広島県/土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の解除および指定について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項および第 6 項並びに第 9 条第 8 項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

深水川、府中市本山町本山地内、東広島市志和町別府地内、福山市神辺町西中条地内等

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県建築課 構造審査グループ 電話: 082-513-4159

●広島県広島市/土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等について

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」の規定に基づき、下記のとおり、令和4年8月29日付で、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の解除および指定がなされました。

区名:安芸区

小学校名:矢野小学校

詳しくは下記ウェブサイトをご確認ください。

http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島市建築指導課 第二指導係 福島 電話: 082-504-2288 FAX: 082-504-2529

●福岡県古賀市/地区計画の地区整備計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

一部改正条例の公布/施行日:令和4年9月26日

主な改正内容は以下になります。

1:大内田地区整備計画区域内において、建築物等に関する事項で地区計画の内容として定めるものを建築基準法の制限とする。

2:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律および施行令の改正に伴う条ずれに対応

詳しくは下記ウェブサイトをご確認ください。

https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/toshikeikaku/044.php#h_%E5%8F%A4%E8%B3%80%E5%B8%82%E3%81%AE%E5%9C%B0%E5%8C%BA%E8%A8%88%E7%94%BB

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

古賀市 建設産業部都市整備課 都市計画係 手島

電話: 092-942-1119 FAX: 092-942-3758 メール: toshi@city.koga.fukuoka.jp

●大分県大分市/大分都市計画の決定(変更)について

告示日: 令和4年9月16日付けで、下記事項について都市計画の決定(変更)の告示を行いましたのでお知らせいたします。

・都市計画判田地区 地区計画の変更

地区整備計画 地区施設の配置、および規模 道路 区画道路 延長約 255m(変更前)を延長約 215m(変更後)に変更。地区整備計画 地区施設の配置、および規模 道路 歩行者専用道路 延長約 101m(変更前)を延長約 60m(変更後)に変更。

詳しくは下記ウェブサイトをご確認ください。

https://www.city.oita.oita.jp/o169/machizukuri/toshi/1352340584916.html

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

大分市 都市計画部都市計画課 電話:097-537-5965 FAX:097-536-7719

関東 4 事務所からヒトコト

関東地方は 10 月に入ってから、朝夕と昼間の寒暖差が激しくなり、秋特有の気候を感じます。先月までの残暑がまるで遠い昔のように思えます。衣服による体温調整や温度の管理等、今まで以上に気を使う時期となりました。なかなか身体が季節の変化に追いつかず、体調を崩しやすい時期でもあります。どうぞご自愛くださいませ。

審査部長 高木

インフォメーション

学校施設の非構造部材耐震点検について

非構造部材の耐震対策を一層推進するために、平成 27(2015)年 3 月に、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)が発行されています。

これまでの非構造部材耐震点検の取り組みと、研究結果や大震災以降の告示を踏まえ、地震時に非構造部材による被害が生じないよう、錆やひび割れなどの劣化状況や部材の取付工法の確認を行い、危険性を把握し、予防的対策に結び付けることが目的です。

→詳しくはこちら https://www.buil-repo.com/school/

建築設計事務所様からの定期報告(建築基準法 第12条)業務のご依頼を承ります

- ✔ 建物オーナー等の発注者から依頼を受けても忙しくてお断りしている
- ✓ 手に負えない規模や、遠方エリア案件がある。
- ✔ 人員不足の中、外注化して定期報告ビジネスを拡大したい
- ✔ 外壁打診調査など関連サービス※1 のみを外注化したい
- →詳しくはこちら https://www.buil-repo.com/outsource/

建物・設備の定期検査(インサービス検査事業本部)のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、

現在は**年間 8,500 件(建築基準法 第 12 条 定期報告 7,800 件を含む、業界 No.1 実績*)**の検査を実施しております。 * 2020 年の年間検査実績/当社調べ

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら https://www.buil-repo.com/

コラム「ガイドライン調査 - 調査内容と必要な資料 - 」

ガイドライン調査とは、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」により、国土交通省へ届出を行った指定確認検査機関等(以下、「ガイドライン調査機関」という)が実施する法適合状況調査のことです。今回は「調査内容と必要な資料」についてご説明します。

→続きを読む https://kansa.bvjc.com/column/2016/000216.html

技術監査サービス(技術監査事業部)のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査(QATA)などを 行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら https://kansa.bvjc.com/

※※Newsmail の情報・リンク先等は 2022 年 10 月 25 日現在の情報です。※※ ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部

東京新宿事務所【MAIL】TEL:03-5325-7338FAX:03-3342-8515東京御茶ノ水事務所【MAIL】TEL:03-5577-8382FAX:03-5577-8421立川事務所【MAIL】TEL:042-548-0251FAX:042-548-0252横浜事務所【MAIL】TEL:045-440-1650FAX:045-451-5215

ウェブサイト: Bureau Veritas Japan | 建築確認

(C) 2022 Bureau Veritas Japan